

証券コード：6624  
平成26年6月12日

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原三丁目4番30号  
**田 淵 電 機 株 式 会 社**  
取締役社長 貝方士 利浩

## 第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席  
くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号  
メルパルク大阪 3階会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第76期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役  
会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第76期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）  
計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- |       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件                            |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                           |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件                          |
| 第4号議案 | 役員賞与支給の件                           |
| 第5号議案 | 取締役及び監査役の報酬額改定の件                   |
| 第6号議案 | 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の<br>更新の件 |

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場  
受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容に  
ついて、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、  
書面による郵送又は当社ホームページ（<http://www.zbr.co.jp/>）  
において掲載することにより、お知らせいたします。

(添付書類)

## 事業報告

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、中国など新興国経済は減速感が見られたものの、欧州経済では回復の兆しが見られ、米国経済は雇用環境や企業収益の改善により堅調に推移するなど、総じて緩やかな回復が続きました。国内経済においても、金融緩和や経済政策がもたらした円高是正や株価の上昇により、個人消費や企業収益が改善するなど、緩やかに回復しました。

このような経営環境の下、当社グループでは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を背景として急速に需要が拡大している太陽光発電用パワーコンディショナの商品ラインアップの充実を図りました。具体的には、住宅向け太陽光発電用パワーコンディショナの一層の充実に加え、蓄電池対応ハイブリッドパワーコンディショナや小規模（10kWから50kW）発電システム対応モデル及び大規模な太陽光発電事業に対応した分散型発電システムを発売しました。

加えて、アフターサービス体制の整備等、より一層の品質保証体制を強化し、生産拠点においては、自動化推進等、原価低減活動を活発化させ、全社を挙げて収益向上を推進しております。

その結果、当連結会計年度における業績は、太陽光発電用パワーコンディショナが大幅に増加し、売上高は42,803百万円（前期比37.8%増）、営業利益は5,499百万円（前期比350.6%増）、経常利益は5,561百万円（前期比453.0%増）、当期純利益は4,100百万円（前期比609.3%増）となりました。

## セグメントごとの業績の状況

### ①変成器事業

変成器事業は、エアコン用リアクタ等が堅調に推移し、売上高は8,992百万円（前期比17.5%増）、営業利益は574百万円（前期比86.8%増）となりました。

### ②電源機器事業

電源機器事業は、アミューズメント用電源が減少したものの、太陽光発電用パワーコンディショナが大幅に増加し、売上高は33,810百万円（前期比44.4%増）、営業利益は4,925百万円（前期比439.5%増）となりました。

なお、セグメントごとの売上高の前期比及び構成比は次表のとおりであります。

#### (セグメント別売上高)

報告セグメント	金額	前期比	構成比
変成器事業	8,992 <sup>百万円</sup>	+ 17.5 %	21.0 %
電源機器事業	33,810	+ 44.4	79.0
合計	42,803	+ 37.8	100.0

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は1,747百万円であります。主なものは、田淵電子工業及びタイ国田淵電機の電源機器生産設備の増強、ベトナム田淵電機の変成器の自動生産設備の増強、当社の電源機器評価設備の購入等であります。

## (3) 資金調達の状況

当社は、平成25年9月に第4回無担保社債3億円（額面）を発行しました。

また、当社は平成25年9月に株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする総額20億円のシンジケート方式によるコミットメントライン契約（コミットメント期間2年間）を締結しました。

なお、当連結会計年度末の有利子負債は5,141百万円となり、前連結会計年度末と比較して1,479百万円減少しました。

#### (4) 財産及び損益の状況

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第73期 (平成23年3月期)	第74期 (平成24年3月期)	第75期 (平成25年3月期)	第76期 (平成26年3月期)
売 上 高 (百万円)	32,921	26,598	31,070	42,803
営 業 利 益 (百万円)	658	481	1,220	5,499
経 常 利 益 (百万円)	212	212	1,005	5,561
当期純利益 (百万円)	7	△348	578	4,100
1株当たり当期純利益 (円)	0.21	△8.88	14.30	101.44
総 資 産 (百万円)	13,515	13,611	17,782	23,977
純 資 産 (百万円)	749	1,517	2,484	6,880
1株当たり純資産 (円)	18.59	35.44	58.86	164.27

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. △印は損失を示します。

##### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第73期 (平成23年3月期)	第74期 (平成24年3月期)	第75期 (平成25年3月期)	第76期 (平成26年3月期)
売 上 高 (百万円)	23,913	16,437	18,829	31,550
営 業 利 益 (百万円)	226	20	115	3,618
経 常 利 益 (百万円)	△93	147	836	3,950
当期純利益 (百万円)	△443	△292	431	3,060
1株当たり当期純利益 (円)	△12.59	△7.45	10.68	75.70
総 資 産 (百万円)	9,335	10,464	11,610	17,337
純 資 産 (百万円)	1,201	2,013	2,451	5,553
1株当たり純資産 (円)	34.11	49.79	60.64	137.39

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. △印は損失を示します。

## (5) 対処すべき課題

今後の経済環境は、新興国での成長鈍化や欧州・ロシアでの情勢不安など不透明感に残るものの、米国経済が堅調に推移し、また国内でも企業収益の改善が見込まれるなど、緩やかな回復傾向が続くものと予想されます。電機・電子部品業界におきましても太陽光発電など省エネ・環境エネルギー関連製品はさらなる市場拡大が見込まれます。

このような状況下において、当社グループは「SHIFT THE POWER」を基本戦略とする2011年度から2015年度までの中期経営計画（MBP15）を推進してまいりました。これまでの民生機器分野中心の事業領域を産業機器分野中心へ大きく転換することにより、売上拡大と利益向上に取り組んでまいりました。この取り組みが奏功し、営業利益指標に関しましては、当年度に達成することができました。このことから、当社グループは2015年度を初年度とする新たな中期経営計画の策定を検討してまいります。

現在、事業の中心となるのは、再生可能エネルギーの「全量買取制度（フィードインタリフ）」で需要が急拡大している国内太陽光発電市場向けのパワーコンディショナとなります。当年度は実績のある住宅用途から産業用途までラインアップを広げたことにより、低圧連系発電事業を中心に採用が広がりました。次年度は、より大規模な発電事業に特化した「次世代半導体採用の高効率25キロワットシステム」をもって、メガソーラー発電にも分散型のシステム提供を開始します。住宅用から事業所用、更には大規模発電まで広くサポートできる体制が整いますので、更なる市場シェアの拡大に積極的に取り組んでまいります。

なお、国内市場については、「全量買取制度」の優遇期間の3年が経過し、いよいよ補助金など政策に頼らない自立的拡大のフェーズに入ります。小規模に発電された電気の有効活用を目指す動きが一層高まるものと思われ、そういった需要に応えるべく、太陽光と蓄電池を賢く制御する「ハイブリッドパワーコンディショナ」を2014年秋から市場投入する予定です。

中長期的な取り組みとしては、これまで以上にグローバル化を推進します。既にタイ市場向け太陽光発電用パワーコンディショナの現地認証を受けましたので、アセアン・中国地域を中心に拡販を目指します。また、米国市場に向けても、当年度に再開した米国田淵電機を新たな拠点としてエネテラスブランドのグローバル拡販に取り組みます。

一方、変成器については、エレクトロマグネティックデバイス事業として、新たに体制を強化します。長年培った「巻線と磁性体」の基幹技術をもって国内外研究開発部門の更なる拡充を行い、産業機器向け大型トランスなど製品の大電力・大容量化に取り組みます。

今後の継続的な業績向上を確固たるものにする為にも、これらの課題と取り組みを確実に遂行してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社グループは、電子・電気機械器具及び部品の製造並びに販売とこれに付帯関連する事業を営んでおりますが、主要製品は次のとおりであります。

セグメント	主 要 製 品	用 途
変成器事業	低周波トランス 高周波トランス マグネトロン駆動用トランス 高圧トランス 力率改善用リアクタ マグネットワイヤ	自然エネルギー変換機器 環境システム機器 デジタルAV機器
電源機器事業	パワーコンディショナ ハイブリッド充電・蓄電システム 各種スイッチング電源 ACアダプタ バッテリーチャージャ ランプドライブ用電子安定器 マグネトロン駆動用インバータ LED照明用電源 各種機器の組立	情報通信機器 調理・空調機器 アミューズメント機器 産業機器 医療機器

(7) 主要な事業所（平成26年3月31日現在）

① 当社

本 社 （大阪市）  
東 京 支 社 （東京都千代田区）

② 子会社等

田淵電子工業株式会社（栃木県大田原市）  
タイ国田淵電機（タイ国 チャチェンサオ県）  
香港田淵電機有限公司（中国 香港特别行政区）  
東莞田淵電機有限公司（中国 広東省東莞市）  
上海田淵変圧器有限公司（中国 上海市）  
ベトナム田淵電機（ベトナム バクニン省）

(8) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
3,782名	434名減

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（583名）を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	264名	28名増	43.6歳	10.9年
女性	40	7名増	37.4	6.5
合計又は平均	304	35名増	42.8	10.3

(注) 使用人数は就業人員であり、出向者（25名）及び臨時雇用者数（11名）を含んでおります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況（平成26年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
田淵電子工業株式会社	282 <small>百万円</small>	100.0%	電源機器の製造販売
THAI TABUCHI ELECTRIC CO.,LTD. (タイ国田淵電機)	100 <small>百万バーツ</small>	85.0	変成器、電源機器の製造販売
TABUCHI ELECTRIC HONG KONG LTD. (香港田淵電機有限公司)	40 <small>百万香港ドル</small>	100.0	変成器、電源機器の製造販売
Dong Guan Tabuchi Electric Co.,Ltd (東莞田淵電機有限公司)	5,000 <small>千ドル</small>	(間接) 100.0	変成器、電源機器の製造販売
SHANGHAI TABUCHI TRANSFORMER CO.,LTD. (上海田淵変圧器有限公司)	6,500 <small>千ドル</small>	100.0	変成器の製造販売
VIETNAM TABUCHI ELECTRIC CO.,LTD. (ベトナム田淵電機)	5,000 <small>千ドル</small>	100.0	変成器の製造販売

③ 企業結合の成果

連結対象会社は上記重要な子会社を含む7社であります。

当連結会計年度の概要は「1.(4) ①企業集団の財産及び損益の状況」（4頁）に記載のとおりであります。

(10) その他の重要な関連会社の状況 (平成26年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
KOREA TRANSFORMER CO., LTD. (韓国トランス株式会社)	3,760 <sup>百万円</sup>	42.6%	変成器及びマグネットワイヤの製造販売
JIANGXI BICAI TABUCHI TRANSFORMER CO., LTD. (江西碧彩田淵変圧器有限公司)	17,500 <sup>千元</sup>	(間接) % 50.0	変成器の製造販売

(注) 韓国トランス株式会社及び江西碧彩田淵変圧器有限公司は持分法適用会社であります。

(11) 主要な借入先の状況 (平成26年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	451 <sup>百万円</sup>
株式会社みずほ銀行	446
株式会社りそな銀行	420
株式会社商工組合中央金庫	287
株式会社三井住友銀行	266

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社の主要な借入先について記載しております。



## 2. 会社の株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 40,502,649株（うち自己株式79,009株）  
 (3) 株 主 数 1,971名  
 (4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
T D K 株 式 会 社	8,000	19.79
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	4,507	11.14
美 登 里 株 式 会 社	2,824	6.98
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,883	4.65
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	1,844	4.56
田 淵 暉 久	1,190	2.94
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,098	2.71
NOMURA PB NOMINEES LIMITED	932	2.30
OMNIBUS-MARGIN (CASH PB)	900	2.22
株 式 会 社 銭 高 組	820	2.02
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS AGENT BNYM AS EA DUTCH PENSION OMNIBUS 140016		

- (注) 1. 持株比率は、自己株式数79,009株を控除した発行済株式総数40,423,640株により算出しております。  
 2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役会長	田 淵 暉 久	
※取締役社長	貝方士 利 浩	
取締役副社長	阪 部 茂 一	技術開発推進本部統括
取 締 役	吉 原 宅 二	香港田淵電機有限公司董事・総経理 東莞田淵電機有限公司董事・総経理
取 締 役	山 口 嘉 男	経営企画本部統括
取 締 役	佐々野 雅 雄	経営管理本部統括
取 締 役	坂 本 幸 隆	パワーエレクトロニクス事業推進本部統括
取 締 役	塩 津 晴 二、	
取 締 役	広 田 嘉 章	TDK株式会社常務執行役員パワーシステムズ ビジネスグループゼネラルマネージャー TDKラムダ株式会社代表取締役社長
取 締 役	松 村 雄 次	
監 査 役	尾 崎 利 明	常勤
監 査 役	米 田 秀 実	弁護士（弁護士法人淀屋橋・山上合同 社員） 株式会社マイスターエンジニアリング社外監査役
監 査 役	林 浩 志	税理士（林税理士事務所 所長） 小林製菓株式会社社外監査役

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 取締役塩津晴二、広田嘉章及び松村雄次の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役米田秀実氏及び林浩志氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役尾崎利明氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有しており、また、監査役林浩志氏は、税理士の資格を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役米田秀実氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役林浩志氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
7. 取締役広田嘉章氏は平成26年3月31日をもって、TDKラムダ株式会社代表取締役社長を退任しております。

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	9名	219百万円	うち社外取締役2名 14百万円
監 査 役	3名	28百万円	うち社外監査役2名 9百万円
合 計	12名	248百万円	

- (注) 1. 平成19年6月28日開催の第69回定時株主総会により決定された報酬限度額は、取締役は月額17百万円（うち社外取締役は月額2百万円）、監査役は月額2百万50万円（うち社外監査役は月額1百万円）であります。
2. 上記報酬等の額には、平成26年6月27日開催の第76回定時株主総会において決議予定の役員賞与58百万円（取締役53百万円、監査役4百万円）を含んでおります。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係(平成26年3月31日現在)

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	当社との関係
社外取締役	広田嘉章	TDK株式会社	常務執行役員 パワーシステムズ ビジネスグループ ゼネラルマネージャー	資本業務提携に関する合意書を締結しており、材料仕入等の取引関係があります。
		TDKラムダ株式会社	代表取締役社長	特別の関係はありません。
社外監査役	米田秀実	弁護士法人淀屋橋・山上合同	弁 護 士	弁護士法人と顧問契約を締結しております。
		株式会社マイスターエンジニアリング	社 外 監 査 役	特別の関係はありません。
	林 浩志	林税理士事務所	税 理 士	特別の関係はありません。
		小林製薬株式会社	社 外 監 査 役	特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	塩津晴二、	当事業年度に開催した取締役会12回全てに出席し、必要に応じて、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
	広田嘉章	当事業年度に開催した取締役会12回中6回に出席し、必要に応じて、主に主要株主並びに経営者としての観点から発言を行っております。
	松村雄次	当事業年度に開催した取締役会12回中10回に出席し、必要に応じて、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
社外監査役	米田秀実	当事業年度に開催した取締役会12回中10回に出席し、また、監査役会12回全てに出席し、必要に応じて、主に弁護士の観点から発言を行っております。
	林 浩志	当事業年度に開催した取締役会12回全てに出席し、また、監査役会12回全てに出席し、必要に応じて、主に税務及び会計面の専門家としての観点から発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に関する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、タイ国田淵電機、香港田淵電機有限公司、東莞田淵電機有限公司、上海田淵変圧器有限公司、ベトナム田淵電機は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任する方針です。

この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集された株主総会におきまして、会計監査人の解任の旨及び理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、「経営理念」「企業目的」を経営戦略の策定や経営の意思決定の拠りどころとなる諸活動の基本方針と位置づけています。

そして、経営層はもとより社員全員が、その諸活動の遂行にあたり、定款や法令を遵守し正しく適切に行うと同時に、適切で有効な制御機能が図れるような業務体制の構築、維持・改善に努めます。

### (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス経営を重要課題の一つとして位置づけ、全ての役員及び使用人が、法令遵守はもとより定款・社内規程及び社会倫理を遵守した誠実な行動をとるための行動基準として「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定めています。

取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、グループ全体のコンプライアンス体制の構築、維持・整備及び問題点の把握と改善に努めるとともに、役員及び使用人への教育と啓蒙活動を行います。

監査役は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制と運用についての調査及びその有効性の有無等について、取締役会に報告をするものとします。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会・取締役会をはじめとする重要な会議の記録や、各取締役が主催するその他の重要な会議の記録及び各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理します。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクの把握・認識及び適切な対応を行うため、「リスク管理規程」を定め、その推進役としてグループ管理担当取締役をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各担当役員とともに、カテゴリー毎のリスクについての管理責任者を決定し、重要リスクの洗い出し・リスク情報の管理及びリスク対応体制の整備等、グループ全体のリスク管理体制を構築します。

また、不測の事態が発生した場合の手続きを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適切な対応が行われる体制を整えることとします。

監査役及び内部監査室は、リスク管理の状況の監査を行い、取締役会等にその結果を報告し、取締役会はその問題点の把握と改善に努めます。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、会社の業務執行に関して、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」において、各部門の業務範囲と各職位の権限を明確にし、業務運営の効率化を図るとともに、適切な業務手続を定めております。取締役の職務執行につきましては、上記社内規程に加え取締役会において、取締役社長より各取締役に對し委譲する職務範囲及び決裁権限を明確に定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとっています。

取締役の職務の執行の検証については、取締役会及び経営会議等において、経営計画に基づいた計画に対し、各担当取締役よりその執行状況を報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制の検証と見直しを行います。

- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社グループにおいては、当社の企業行動規範に基づき、グループ会社为一体となった内部統制システムの構築を目指し、各子会社及び関連会社において当社に準拠したコンプライアンス推進体制を整備させ、当社が必要な教育・研修等を支援します。

グループ会社の管理については、グループ管理担当取締役が統括し、定期的に連絡会議等を開催する等、業務の効率化と適正化を確保します。各子会社及び関連会社の所管業務については、各々の担当役員が各会社の自主性を尊重しつつ、重要な事項については定期及び都度その報告を求める等により、各会社に対する指導・支援を含めた管理を行います。

監査役及び内部監査室は、定期又は臨時に監査を実施し、取締役会等にその結果を報告し、取締役会はその問題点の把握と改善に努めます。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室長及び室員等をその使用人として指名することができるものとします。

また、監査役は、その職務を補助すべく指名された内部監査室長及び室員等は、監査役が指定する補助すべき期間中において、指揮権は監査役へ委譲されたものとし、取締役及び上司の指揮命令は受けないものとします。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、取締役会及び経営会議等の主要な社内会議に出席し適時報告を受ける体制となっています。加えて、取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務又は業績に大きな影響を及ぼすおそれのある重要な事項については、監査役に都度報告をするものとします。

また、監査役は、必要性に応じて適時、取締役及び使用人に対して報告を求め、必要と思われるその他の会議に出席し、また書類の閲覧・提出を求めることができるものとします。

監査役は、内部監査室及び会計監査人等と緊密な連携を保つための定期的な意見交換会の開催等により、当社及びグループ会社の監査の実効性が確保できるものとします。

- (8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、大阪府暴力団排除条例及び政府の犯罪対策閣僚会議幹事会の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本方針としています。これを実践するための具体的行動指針として、「企業行動規範」に「反社会的勢力、団体に対しても、毅然たる態度で対応」することを明文化しています。

また、当社は、「企業行動規範」「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力対応規程」を根拠規程に、コンプライアンス担当役員が統括責任者となって、反社会的勢力対応の基本方針や、運営方針の全社への周知徹底を図っています。総務担当部門を窓口として、地域の警察、企業防衛対策協議会等と緊密に連携し、反社会的勢力対応のための情報収集に努めます。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することを目的として、対象会社の取締役会の賛同を得ずに、一方的に大量の株式買付けを行う行為であっても経済適合性に基づき判断し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付け等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付行為の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもあり得ます。

当社取締役会は、当社グループの買収を企図した当社取締役会の賛同を得ない当社株式の大量買付け等の行為であっても、これに応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様において判断されるべきものであると考えておりますが、上記のような不適切な大量買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではなく、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると考えており、このような不適切な買収行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要と考えております。

### (2) 基本方針実現に資する特別な取組みの概要

当社は、株主の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、下記の取組みを実施しております。これらの取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資するものであると考えております。

#### ① 企業価値向上への取組み

当社は、「お得意先第一主義」、「品質を誇る製品の生産で社会に奉仕する」の経営理念の下、企業目的を『田淵電機グループの使命は、未来に誇るコアテクノロジーを活かし、地球環境にやさしい「エネルギー先進企業」として広く社会に貢献することであります』と定め、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。

そのための特別な取組みとして、2011年度からスタートした「SHIFT THE POWER」を基本戦略とする中期経営計画（5ヵ年）を積極的に推進し、パワーエレクトロニクス製品を中心とした新しい事業への経営資源の重点投入、付加価値の高い産業用機器分野への注力、新興国市場における積極的な拡販活動等、経営の安定化と企業価値増大を図ってまいりました。その結果、営業利益については、当年度に、当初の計画より2年前倒しで達成することができました。今後は、設立90周年を迎える2015年度を初年度とする新たな中期経営計画の策定を検討してまいります。

#### ② コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社は、前述の経営方針及び企業価値のもと、株主の皆様をはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆様からの信頼を確保し、企業価値向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令・定款で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。また、平成26年6月27日開催の第76回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終了後より、新たに執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、責任と権限の明確化、意思決定の迅速化を図ってまいります。なお、経営に対する監督機能の強化を図るため、社外取締役（3名）を選任しております。

監査役監査については、実効性を高めるため、法律に関する相当程度の知見を有する社外監査役、及び財務・会計に関する相当程度の知見を有する社外監査役をそれぞれ選任しているほか、監査役会と内部監査部門との連携体制を構築しております。各監査役は、法令及び諸基準に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づく監査を行うほか、取締役会その他の重要な会議に出席し必要な意見陳述を行っております。

### (3) 不適切な支配の防止のための取組みの概要

当社は、上記(1)の基本方針を実現するための取組みとして、平成23年6月29日開催の第73回定時株主総会において当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「現行プラン」といいます。）を更新することを、株主の皆様にご承認いただきました。

現行プランの有効期限は、本株主総会終結の時でありますので、当社は、平成26年5月29日開催の取締役会において、現行プラン更新（以下更新後のプランを「本プラン」といいます。）の承認議案を本株主総会に提出することを決定いたしました。

本プランの目的は、当社に対し、株式の買付け等を行う者又は提案する者（以下「買付者等」といいます。）が現れた場合、不適切な買収でないかどうかを株主の皆様が判断する為に必要な情報や時間を確保し、株主の皆様の為に買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収を抑止する仕組みを導入することであります。

本プランの有効期限は3年間とし、実際の発動は、買付者等が、持株比率20%以上となると認められる株式買付けを行う場合を対象に、社外者で構成する独立委員会の勧告を受けて、取締役会決議により発動いたします。新株予約権の無償割当てを行う場合には、全ての株主に持株と同数の新株予約権を割り当てますが、買付者等には予約権行使をできない条件を付して、その持株比率を半減させることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を防衛いたします。

### (4) 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断及びその理由

本プランは、以下の理由により、上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社社員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ① 本プランは、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付けを行う者が遵守すべき手続きがあること、並びに、買付者等の不適切な買付行為による権利行使は認められないとの行使条件及び買付者等以外の者から株式と引換えに新株予約権を当社が取得するとの取得条項が付された新株予約権の無償割当て等を、当社が実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと判断される買収から防衛することが図られております。



- ② 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること等  
本プランは、経済産業省・法務省の2005年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足し、さらに、企業価値研究会の2008年6月30日付「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容（買収者に対して金員等の交付を行うべきではない、取締役は責任と規律ある行動をとる等）に沿うものであります。  
また、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）にも合致するものであります。
- ③ 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること  
本プランは、当社株式に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。
- ④ 株主意思を重視するものであること  
本プランは、本株主総会において承認の決議がなされることを条件として更新されるものであります。本プランの有効期間は、平成29年開催予定の第79回定時株主総会終結の時までとなっており、いわゆるサンセット条項付であります。また、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止又は変更の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い廃止又は変更されることとなります。以上の意味において、本プランの廃止及び変更は、当社株主総会の意思に基づくこととなっております。
- ⑤ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示  
当社は、本プランの施行・運用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために企業価値ひいては株主共同の利益を客観的に判断し、取締役会に勧告する諮問機関として独立委員会を設置しております。  
独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外有識者、当社社外監査役又は当社社外取締役の中から選任される委員3名以上により構成されております。  
また、当社は本プランの運用に際して、適用される法令又は金融商品取引所規則に従い、本プランの各手続きの進捗状況、又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他当社取締役会が適切と考える事項について適時に情報開示を行うこととし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。
- ⑥ 合理的な客観的発動要件の設定  
本プランは、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。
- ⑦ 第三者専門家の意見の取得  
当社取締役会及び独立委員会は、各々独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることにより、判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

- ⑧ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと  
本プランは、当社の株主総会で導入・廃止を決議することから、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。  
また、当社は、取締役任期を1年とし、毎年、定時株主総会で取締役の全員を選任する制度を採用しており、いわゆる期差任期制を採用していないため、本プランはいわゆるスローハンド型(取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

# 連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>I 流動資産</b>	<b>17,021</b>	<b>I 流動負債</b>	<b>13,328</b>
現金及び預金	2,296	支払手形及び買掛金	6,041
受取手形及び売掛金	9,064	電子記録債務	901
電子記録債権	16	短期借入金	1,261
商品及び製品	2,128	1年内返済予定の 長期借入金	1,295
仕掛品	575	1年内償還予定の社債	160
原材料及び貯蔵品	2,013	リース債務	198
繰延税金資産	471	未払法人税等	1,422
その他	456	賞与引当金	258
貸倒引当金	△0	役員賞与引当金	58
		製品保証引当金	390
<b>II 固定資産</b>	<b>6,950</b>	その他	1,340
<b>有形固定資産</b>	<b>4,862</b>	<b>II 固定負債</b>	<b>3,768</b>
建物及び構築物	693	社債	210
機械装置及び運搬具	2,939	長期借入金	1,631
土地	575	リース債務	384
建設仮勘定	154	退職給付に係る負債	824
その他	499	繰延税金負債	43
<b>無形固定資産</b>	<b>287</b>	資産除去債務	19
投資その他の資産	1,799	その他	654
投資有価証券	1,425	<b>負債合計</b>	<b>17,097</b>
長期貸付金	8	<b>(純資産の部)</b>	
繰延税金資産	33	<b>I 株主資本</b>	<b>7,086</b>
その他	332	資本金	3,611
貸倒引当金	△1	利益剰余金	3,490
<b>III 繰延資産</b>	<b>5</b>	自己株式	△16
株式交付費	0	<b>II その他の包括利益累計額</b>	<b>△445</b>
社債発行費	4	その他有価証券評価差額金	30
<b>資産合計</b>	<b>23,977</b>	繰延ヘッジ損益	12
		為替換算調整勘定	△400
		退職給付に係る 調整累計額	△88
		<b>III 少数株主持分</b>	<b>239</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>6,880</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>23,977</b>

# 連結損益計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高		42,803
II 売上原価		33,156
売上総利益		9,647
III 販売費及び一般管理費		4,147
営業利益		5,499
IV 営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	4	
為替差益	351	
持分法による投資利益	28	
その他	12	398
V 営業外費用		
支払利息	159	
売上割引	48	
デリバティブ損失	84	
その他	45	337
経常利益		5,561
VI 特別利益		
固定資産売却益	2	2
VII 特別損失		
減損損失	64	
固定資産除売却損	89	
投資有価証券評価損	49	
特別退職金	13	218
税金等調整前当期純利益		5,345
法人税、住民税及び事業税	1,570	
法人税等調整額	△485	1,084
少数株主損益調整前当期純利益		4,261
少数株主利益		160
当期純利益		4,100

## 連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,611	416	△1,025	△13	2,988
当 期 変 動 額					
欠 損 填 補		△416	416		—
当 期 純 利 益			4,100		4,100
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△416	4,516	△2	4,097
当 期 末 残 高	3,611	—	3,490	△16	7,086

	その他の包括利益累計額					少 数 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 関 連 累 計	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△5	1	△605	—	△608	105	2,484
当 期 変 動 額							
欠 損 填 補							—
当 期 純 利 益							4,100
自 己 株 式 の 取 得							△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	35	10	205	△88	162	134	297
当 期 変 動 額 合 計	35	10	205	△88	162	134	4,395
当 期 末 残 高	30	12	△400	△88	△445	239	6,880

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- ①連結子会社の数 7社  
②主要な連結子会社の名称 田淵電子工業株式会社  
タイ国田淵電機  
香港田淵電機有限公司  
東莞田淵電機有限公司  
上海田淵変圧器有限公司  
ベトナム田淵電機

2. 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用関連会社の数 3社  
②持分法適用関連会社の名称 韓国トランス株式会社  
煙台東山電機有限公司  
江西碧彩田淵変圧器有限公司

③持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

韓国トランス株式会社、煙台東山電機有限公司及び江西碧彩田淵変圧器有限公司の決算日は12月31日ですが、連結決算日における仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海田淵変圧器有限公司及び東莞田淵電機有限公司の決算日は12月31日ですが、連結決算日における仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のある有価証券

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のない有価証券

移動平均法に基づく原価法

② たな卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

③ デリバティブ取引

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法によっており、在外連結子会社については定額法によっております。

主な耐用年数は建物5年～38年、構築物5年～15年、機械装置3年～10年であります。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

## 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。

### (4) 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

### (5) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金 役員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

製品保証引当金 製品の品質保証に伴う支出に備えるため、過去の実績に基づいて今後必要と見込まれる額を計上しております。

### (6) 退職給付に係る会計処理の方法

#### ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

#### ・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を発生の際連結会計年度より費用処理しております。

### (7) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

### (8) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(9) その他

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

1. 品質保証に係る費用の計上区分の変更

当社独自開発のパワーコンディショナの無償の品質保証に係る費用（製品保証引当金繰入額を含む）は、従来製造費用として計上しておりましたが、当連結会計年度より販売費及び一般管理費として計上しております。

この変更は、当社独自開発のパワーコンディショナが、これまでの住宅向けに加え、産業向けにも販売が急激に増加していることに対応するため、当連結会計年度において、顧客に対するアフターサービス体制を強化するために組織変更を実施し、カスタマーサービスセンターを新たに設置したことに伴い、当社独自開発のパワーコンディショナの品質保証に係る費用について、販売した顧客に対するアフターサービス費用として性質がより明確になったことから、より適切な損益区分表示を行うためのものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用されていますが、当連結会計年度の期首純資産への影響はありません。

2. 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付にかかる負債に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が824百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が88百万円減少しております。



(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	5,721百万円
2. 担保に供している資産	
土地	575百万円
建物及び構築物	322百万円
投資有価証券	200百万円
現金及び預金	120百万円
担保資産に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	869百万円
長期借入金	1,146百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	40,502,649	-	-	40,502,649

2. 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	72,421	6,588	-	79,009

(注) 増加数の内訳は次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 6,588株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌期となるもの

平成26年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

- ① 配当金の総額 282百万円
- ② 1株当たり配当額 7円
- ③ 基準日 平成26年3月31日
- ④ 効力発生日 平成26年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については、毎月時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、利用しているデリバティブ取引には、投機目的及びレバレッジ効果の高い取引はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	2,296	2,296	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,064	9,064	—
(3) 電子記録債権	16	16	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	248	248	—
(5) 支払手形及び買掛金	(6,041)	(6,041)	—
(6) 電子記録債務	(901)	(901)	—
(7) 短期借入金	(1,261)	(1,261)	—
(8) 未払法人税等	(1,422)	(1,422)	—
(9) 長期借入金	(2,927)	(2,932)	(5)
(10) 社債	(370)	(370)	(0)
(11) リース債務	(583)	(584)	(0)
(12) デリバティブ取引	(38)	(38)	—

(\*) 負債に計上されているものについては( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金、並びに(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金、並びに(10) 社債

これらの時価については、元利金の合計額を同様の資金調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(12)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(11) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様のリースを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(12) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(9)参照）。

為替予約のうち振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債権・債務と一体として処理されているため、その時価は、当該債権・債務に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式会社等（連結貸借対照表計上額1,177百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	164円	27銭
2. 1株当たり当期純利益	101円	44銭

# 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>I 流動資産</b>	<b>13,288</b>	<b>I 流動負債</b>	<b>9,141</b>
現金及び預金	1,290	支払手形	2,122
受取手形	1,452	電子記録債務	901
売掛金	5,396	買掛金	2,211
商品及び製品	1,354	1年内返済予定の 長期借入金	1,022
仕掛品	7	1年内償還予定の社債	160
原材料及び貯蔵品	25	リース債務	94
前払費用	27	未払金	416
繰延税金資産	430	未払費用	61
材料支給未収入金	2	未払法人税等	1,329
短期貸付金	2,689	賞与引当金	159
その他	612	役員賞与引当金	58
貸倒引当金	△0	製品保証引当金	390
<b>II 固定資産</b>	<b>4,043</b>	その他	213
<b>有形固定資産</b>	<b>501</b>	<b>II 固定負債</b>	<b>2,642</b>
建物	60	社債	210
構築物	6	長期借入金	1,154
機械装置	79	リース債務	146
工具器具備品	277	退職給付引当金	462
土地	76	繰延税金負債	7
<b>無形固定資産</b>	<b>101</b>	その他	659
ソフトウェア	93	<b>負債合計</b>	<b>11,783</b>
ソフトウェア仮勘定	8	<b>(純資産の部)</b>	
投資その他の資産	<b>3,440</b>	<b>I 株主資本</b>	<b>5,501</b>
投資有価証券	322	資本金	3,611
関係会社株式	2,858	利益剰余金	1,905
従業員長期貸付金	8	その他利益剰余金	1,905
その他	252	繰越利益剰余金	1,905
貸倒引当金	△1	自己株式	△16
<b>III 繰延資産</b>	<b>5</b>	<b>II 評価・換算差額等</b>	<b>52</b>
株式交付費	0	その他有価証券評価差額金	31
社債発行費	4	繰延ヘッジ損益	20
<b>資産合計</b>	<b>17,337</b>	<b>純資産合計</b>	<b>5,553</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>17,337</b>

# 損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売 上 高		31,550
II 売 上 原 価		24,905
売 上 総 利 益		6,644
III 販売費及び一般管理費		3,026
営 業 利 益		3,618
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	69	
受 取 配 当 金	192	
為 替 差 益	314	
そ の 他	11	588
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	72	
社 債 利 息	5	
売 上 割 引	48	
デ リ バ テ ィ ブ 損 失	94	
そ の 他	36	256
経 常 利 益		3,950
VI 特 別 損 失		
減 損 損 失	18	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	49	68
税 引 前 当 期 純 利 益		3,881
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,282	
法 人 税 等 調 整 額	△460	821
当 期 純 利 益		3,060

# 株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金			利 益 金 計
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 準 備 金	益 剰 余 金	そ の 他 剰 余 金	益 剰 余 金 計	
当 期 首 残 高	3,611	416	-	416	10	△1,580	△1,570		
当 期 変 動 額									
資本準備金からその他資本剰余金への振替		△416	416	-					
欠 損 填 補			△416	△416	△10	426	416		
当 期 純 利 益						3,060	3,060		
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	△416	-	△416	△10	3,486	3,476		
当 期 末 残 高	3,611	-	-	-	-	1,905	1,905		

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△13	2,444	△3	10	7		2,451
当 期 変 動 額							
資本準備金からその他資本剰余金への振替		-					-
欠 損 填 補		-					-
当 期 純 利 益		3,060					3,060
自己株式の取得	△2	△2					△2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			34	10	45		45
当 期 変 動 額 合 計	△2	3,057	34	10	45		3,102
当 期 末 残 高	△16	5,501	31	20	52		5,553

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
関係会社株式 移動平均法に基づく原価法  
その他有価証券 期末日の市場価格等に基づく時価法  
時価のある有価証券 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
移動平均法に基づく原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
商品及び製品、仕掛品 総平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)  
原材料 移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
3. デリバティブ等の評価基準及び評価方法  
時価法
4. 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産(リース資産を除く) 平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法、それ以外の有形固定資産については定率法によっております。主な耐用年数は、建物15年～38年、構築物15年、機械装置7年～9年、工具器具備品5年であります。  
無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. 繰延資産の処理方法  
株式交付費 3年間で均等償却しております。  
社債発行費 社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。
6. 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. 引当金の計上基準  
貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  
賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。  
役員賞与引当金 役員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。  
製品保証引当金 製品の品質保証に伴う支出に備えるため、過去の実績に基づいて今後必要と見込まれる額を計上しております。  
退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。  
なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を翌事業年度より費用処理しております。

8. ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
9. 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。
10. 退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
11. そ の 他  
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

品質保証に係る費用の計上区分の変更

当社独自開発のパワーコンディショナの無償の品質保証に係る費用（製品保証引当金繰入額を含む）は、従来製造費用として計上していましたが、当事業年度より販売費及び一般管理費として計上しております。

この変更は、当社独自開発のパワーコンディショナが、これまでの住宅向けに加え、産業向けにも販売が急激に増加していることに対応するため、当事業年度において、顧客に対するアフターサービス体制を強化するために組織変更を実施し、カスタマーサービスセンターを新たに設置したことに伴い、当社独自開発のパワーコンディショナの品質保証に係る費用について、販売した顧客に対するアフターサービス費用として性質がより明確になったことから、より適切な損益区分表示を行うためのものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用されていますが、当事業年度の期首純資産への影響はありません。



(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産		
土地		76百万円
投資有価証券		200百万円
現金及び預金		120百万円
担保資産に係る債務		
1年内返済予定の長期借入金		729百万円
長期借入金		854百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		1,072百万円
3. 保証債務		
関係会社の銀行等からの借入等に対し、保証を行っております。		
タイ国田淵電機	11百万円	( 3,610千パーツ)
香港田淵電機有限公司	92百万円	( 900 千米ドル)
上海田淵変圧器有限公司	111百万円	( 6,736千元)
	123百万円	(1,200千米ドル)
ベトナム田淵電機	715百万円	(6,954千米ドル)
田淵電子工業株式会社	953百万円	
計	2,008百万円	
4. 関係会社に対する短期金銭債権		3,241百万円
5. 関係会社に対する長期金銭債権		3百万円
6. 関係会社に対する短期金銭債務		1,025百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引		
売上高		834百万円
仕入高		22,010百万円
営業取引以外の取引高		264百万円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

## 1. 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	72,421	6,588	-	79,009

(注) 増加数の内訳は次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 6,588株

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

## 1) 流動の部

## 繰延税金資産

製品保証引当金	138百万円
賞与引当金	56百万円
未払金	52百万円
たな卸資産	53百万円
前受収益	23百万円
事業税	113百万円
その他	30百万円
繰延税金資産小計	468百万円
評価性引当額	△26百万円
繰延税金資産合計	442百万円

## 繰延税金負債

その他	11百万円
繰延税金負債合計	11百万円
繰延税金資産の純額	430百万円

## 2) 固定の部

## 繰延税金資産

関係会社株式	63百万円
投資有価証券	16百万円
退職給付引当金	164百万円
有形固定資産	41百万円
長期前受収益	197百万円
その他	46百万円
繰延税金資産小計	529百万円
評価性引当額	△511百万円
繰延税金資産合計	18百万円

## 繰延税金負債

合併受入による土地の時価評価差額	26百万円
繰延税金負債合計	26百万円
繰延税金負債の純額	7百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又出資	事業の 内容	議決権等の 所有(被合 有)割合	関係内容		取引 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員等 の 兼務等	事業上 の 関係				
子会社	田淵電子工業株式会社	栃木県 大田原市	282 百万円	電源機器 の製造販 売	直接 100%所有	兼任5人	当社製品 の製造 技術支援 資金融資	製品の仕入 材料の支給 技術支援料 の受取 資金の貸付 資金の回収 債務保証額	14,771 13,608 81 1,200 737 953	買掛金 短期貸付金	24 600
	タイ国 田淵電機	タイ国 チャチェン サオ県	100百万 バーツ	変成器、 電源機器 の製造販 売	直接 85%所有	兼任4人	当社製品 の製造 技術支援 資金融資	製品の仕入 技術支援料 の受取 資金の貸付 資金の回収 債務保証額	5,897 495 594 306 11	買掛金 短期貸付金	407 308
	香港田淵 電機有限 公司	中国 香港特別 行政区	40百万 香港ドル	変成器、 電源機器 の製造販 売	直接 100%所有	兼任5人	当社製品 の製造 資金融資	製品の仕入 資金の回収 債務保証額	425 541 600 92	買掛金 短期貸付金	392 1,523
	東莞田淵 電機有限 公司	中国 広東省 東莞市	5,000 千米ドル	変成器、 電源機器 の製造販 売	間接 100%所有	兼任6人	当社製品 の製造 技術支援	技術支援料 の受取	69		
	上海田淵 変圧器 有限公司	中国 上海市	6,500 千米ドル	変成器の 製造販売	直接 100%所有	兼任4人	当社製品 の製造 資金融資 技術支援	製品の仕入 技術支援料 の受取 資金の回収 債務保証額	786 31 84 235	買掛金	101
	ベトナム 田淵電機	ベトナム バクニン 省	5,000 千米ドル	変成器の 製造販売	直接 100%所有	兼任5人	当社製品 の製造 資金融資 技術支援	製品の仕入 技術支援料 の受取 資金の貸付 資金の回収 債務保証額	129 114 252 293 715	買掛金 短期貸付金	47 257

取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 価格その他の取引条件は市場の実勢を勘案して、当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(2) 技術支援料については、契約条件により決定しております。

(注) 取引金額については、税抜金額によっており、期末残高については、税込金額によって記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額
- 1株当たり当期純利益

137円 39銭  
75円 70銭

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月21日

田淵電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人	トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山田美樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高崎充弘 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、田淵電機株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、田淵電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

会計方針の変更1.品質保証に係る費用の計上区分の変更に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より、従来製造費用に計上していた独自開発のパワーコンディショナの品質保証に係る費用を販売費及一般管理費として計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月21日

田淵電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人	トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山田美樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高崎充弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、田淵電機株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より、従来製造費用に計上していた独自開発のパワーコンディショナの品質保証に係る費用を販売費及び一般管理費として計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の責任者と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針に係る事項及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月23日

田淵電機株式会社 監査役会

常勤監査役 尾崎利明 ㊟

社外監査役 米田秀実 ㊟

社外監査役 林浩志 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、業績の改善がみられたことから、以下のとおり復配したいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金7円 総額282,965,480円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成26年6月30日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、迅速な意思決定による経営の効率化を図るため、経営全般に係わる重要事項の決定及び業務執行の監督を担う取締役会と業務執行を担う執行役員会とを分離する執行役員制度を導入いたしたく、次の変更を行うものであります。
  - ① 執行役員会を会社機関として位置づけるため、現行定款第4条（機関の設置）を変更するものであります。
  - ② 執行役員制度導入に伴い、役付取締役は、取締役会長、取締役社長及び新たに設置する取締役会議長のみとし、取締役会の招集及び議長は取締役会長が担い、執行役員会の招集及び議長は取締役社長が担う等の役割を明確化するため、現行定款第21条（役付取締役）を変更し、不要となる現行定款第22条を削除するものであります。
  - ③ 執行役員を取締役会において選任することができる旨、及び執行役員会の機能・役割を明確にするため、変更案第33条（執行役員及び執行役員会）を新設するものであります。
- (2) 投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の一層の向上を図るとともに、全国証券取引所公表の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の単元数を変更案第7条（単元株式数）のとおりに100株に変更し、本条の効力を平成26年8月1日からとする附則を新設するものであります。
- (3) 取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮することができるように、その責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定、並びに社外取締役及び社外監査役の責任をあらかじめ限定することができる旨の規定を、変更案第23条（取締役の責任免除）及び同第31条（監査役の責任免除）として新設するものであります。

なお、変更案第23条の新設については、監査役全員の同意を得ております。



- (4) 剰余金の未払配当金について、定めが不足している文言の追加をするため  
現行定款第35条（配当金の除斥期間）を変更するものであります。
- (5) その他、条数の修正、表現の変更、字句の修正等の所要の変更をするもので  
あります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(機関の設置) 第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役 会及び会計監査人を置く。	(機関の設置) 第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役 会、 <u>執行役員会</u> 及び会計監査人を置く。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> と する。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(役付取締役) 第21条 取締役会の決議をもって、取締役 会長、取締役社長各1名および <u>取締役 副社長、専務取締役および常務取締役 を若干名選定することができる。</u>	(役付取締役) 第21条 取締役会の決議をもって、取締役 会長、取締役社長 <u>及び取締役会議長 各1名を選定することができる。 ただし、取締役会議長は、取締役会長 が欠員のときに置くことができる。</u>
(新設)	<u>2 取締役会長は、取締役会を招集し、 その議長となり、経営の大綱を総覧 する。</u>
(新設)	<u>3 取締役社長は、執行役員会の議長と なり、これを招集し、会社の業務の 執行を総轄する。</u>
(新設)	<u>4 取締役会議長が選定された場合、 取締役会議長は、取締役会を招集し、 その議長となり議事を進行する。 なお、取締役社長は、取締役会議長を 兼任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任務)</p> <p><u>第22条 取締役会長は業務の大綱を総覧し、取締役社長は業務を総括し執行する。</u></p> <p><u>2 取締役副社長は取締役社長を補佐するとともに、取締役会の決議で定められた業務を担当する。</u></p> <p><u>3 その他の取締役は取締役会の決議で定められた業務を担当する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第24条～第30条 (条文省略)</p>	<p>第24条～第30条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第31条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第32条 (現行どおり) <u>第 6 章 執行役員及び執行役員会</u>  (<u>執行役員及び執行役員会</u>) 第33条 <u>執行役員は、取締役会の決議をもって選任され、執行役員会の構成員として、その任にあたる。</u> 2 <u>執行役員会は、取締役会から委任を受けた事項の審議及び決議を行うものとする。</u> 3 <u>執行役員及び執行役員会の権限並びにその他の事項については、本定款に定めがあるもののほか、取締役会の定める執行役員会規則及び執行役員規程による。</u></p>
<p>第6章 計算 第32条～第34条 (条文省略) (配当金の除斥期間) 第35条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>第7章 計算 第34条～第36条 (現行どおり) (配当金の除斥期間) 第37条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。<u>なお、期末配当金及び中間配当金の未払の配当に対しては利息をつけない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附 則</u> 第7条の変更は、平成26年8月1日から効力を生じるものとする。<u>なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役7名選任の件

本總會終結の時をもって取締役10名全員は任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	たぶちてるひさ 田淵暉久 (昭和17年3月7日生)	昭和39年4月 当社入社 昭和45年9月 当社取締役 昭和48年9月 当社常務取締役 昭和51年10月 当社専務取締役 昭和58年10月 当社取締役社長 平成17年6月 当社取締役会長(現任)	1,190千株
2	かいほうしとしひろ 貝方士利浩 (昭和35年9月20日生)	昭和60年4月 田淵電子工業株式会社入社 平成13年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役社長(現任)	93千株
3	さかべしげかず 阪部茂一 (昭和23年4月14日生)	昭和48年4月 三菱電機株式会社入社 平成9年10月 同社先端技術総合研究所主管技師長 平成18年6月 当社専務取締役 平成23年4月 当社技術開発推進本部統括(現任) 平成23年6月 当社取締役副社長(現任)	76千株
4	ささのまさお 佐々野雅雄 (昭和33年10月15日生)	昭和56年3月 当社入社 平成17年6月 当社取締役(現任) 平成23年4月 当社経営管理本部統括(現任)	57千株
5	しおつせいじ 塩津晴二 (昭和15年1月4日生)	昭和39年4月 早川電機工業株式会社 (現シャープ株式会社)入社 平成3年6月 同社取締役 平成12年4月 同社代表取締役副社長 平成15年6月 同社顧問 平成17年6月 当社顧問 平成18年6月 シャープ株式会社顧問退任 平成19年6月 当社取締役(現任)	44千株
6	ひろたよしあき 広田嘉章 (昭和26年10月24日生)	昭和56年11月 TDK株式会社入社 平成22年4月 同社パワーシステムズビジネスグループゼネラルマネージャー 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成23年6月 TDK株式会社執行役員 平成24年6月 同社常務執行役員  (重要な兼職の状況) TDK株式会社常務執行役員パワーシステムズビジネスグループゼネラルマネージャー	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
7	※ はやのとしひと 早野利人 (昭和21年12月3日生)	昭和44年4月 株式会社野村総合研究所入社 平成8年6月 同社常務取締役 平成10年6月 国際証券株式会社代表取締役専務 平成13年6月 国際キャピタル株式会社 代表取締役社長 平成16年4月 ニュー・フロンティア・パート ナーズ株式会社代表取締役社長 平成23年4月 中部大学経営情報学部教授 (現任)	—

- (注) 1. ※印の早野利人氏は新任取締役候補者であります。
2. 塩津晴二、広田嘉章及び早野利人の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、塩津晴二、早野利人の両氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 塩津晴二、早野利人の両氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の企業価値向上に向け経営全般に的確な助言をいただくことで、経営体制をさらに強化できると判断して候補者としております。  
なお、塩津晴二、氏の取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって7年であります。
- (2) 広田嘉章氏は、当社の主要株主である事業法人の役員として、豊富な経験・実績・見識を有しており、主要株主としての観点から当社の企業価値向上に向け経営全般に的確な助言をいただくことで、経営体制をさらに強化できると判断して候補者としております。  
なお、同氏の取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって4年であります。
- (3) 社外取締役候補者3氏の選任が承認された場合、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、当社は3氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の責任を限定する契約をそれぞれ締結する予定であります。
4. 社外取締役候補者広田嘉章氏が常務執行役員及びゼネラルマネージャーを務めるTDK株式会社と当社との間では、資本業務提携に関する合意書を締結しており、材料仕入等の取引関係があります。
5. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役9名（うち社外取締役2名）及び監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額58,600,000円（取締役分53,900,000円（うち社外取締役分2,400,000円）、監査役分4,700,000円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する具体的な金額、時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任いただきたいと存じます。

#### 第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、平成19年6月28日の第69回定時株主総会において、取締役については月額170万円以内（うち社外取締役は月額200万円以内）、監査役については月額250万円以内（うち社外監査役は月額100万円以内）としてご承認いただき、今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化その他諸般の事情等を勘案し、取締役の報酬額を現行の月額から賞与を含む年額として改め、年額3億円以内（うち社外取締役は年額300万円以内）、監査役の報酬額を年額500万円以内（うち社外監査役は200万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

また、現在の取締役の員数は10名（うち社外取締役3名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）であります。第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合は取締役の員数は7名（うち社外取締役3名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）となります。

## 第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、平成19年6月28日開催の第69回定時株主総会において当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、その後、平成20年6月27日開催の第70回定時株主総会及び平成23年6月29日開催の第73回定時株主総会において買収防衛策を更新いたしました（以下現行の買収防衛策を「現行プラン」といいます。）。

現行プランの有効期限は、本株主総会終了の時であり、当社は、平成26年5月29日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、現行プランの更新（以下更新後のプランを「本プラン」といいます。）につき、株主の皆様のご承認をお願いすることを決定いたしました。

本プランにつきましては、当社監査役3名は、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、賛成する旨の意見を述べております。なお、本日現在、当社は、当社株式の大量買付けに係る提案等を一切受けておりません。

平成26年3月31日現在の株主の状況は、別紙1のとおりであります。

現行プランの更新にあたり、公平性等を高めるため、以下のとおり現行プランの改定を行いました。

- ①本プランを適用するか否かは、形式的要件のみで判断するのではなく、経済合理性に基づいて個別判断する旨を追記。
- ②意向表明書及び買付説明書は日本語にて提出する旨を追記。
- ③買付説明書とともに、買付け等の方法の適法性について、資格を有する弁護士による意見書の提出を要する旨を追加。
- ④買付け等に関する評価・検討の期間を延長する場合には、その期間及び理由を開示する旨を追加。

本プランの内容は下記のとおりであります。

## 記

### 1. 本プランに係る手続き

#### (1) 対象となる買付け等

本プランは、以下の①又は②に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為（以下「買付け等」という。）がなされる場合を適用対象とする。買付け等を行う者又は提案する者（以下「買付者等」という。）は、予め本プランに定められる手続きに従うこととする。

- ①当社が発行者である株券等（註1）について、保有者（註2）及びその共同保有者（註3）の株券等保有割合（註4）が20%以上となる買付け（但し、その者が買付けを行うことが、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反しないと、当社取締役会が経済合理性に基づいて個別に判断した場合は除く。）
- ②当社が発行者である株券等（註5）について、公開買付け（註6）に係る株券等の株券等所有割合（註7）及びその特別関係者（註8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- (註1)金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。
- (註2)金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。
- (註3)金融商品取引法第27条の23第5項に定義され、同条第6項に基づく共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。以下同じ。
- (註4)金融商品取引法第27条の23第4項に定義される。以下同じ。
- (註5)金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下(2)において同じ。
- (註6)金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。
- (註7)金融商品取引法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。
- (註8)金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。以下同じ。

## (2) 買付者等による買付説明書の提出

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び買付け等の概要並びに当該買付者等が買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した日本語による意向表明書を提出する。

当社取締役会は、当該意向表明書の受領後10営業日以内に、株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために、買付者等に対して、以下の各号に定める情報(以下「本必要情報」という。)のリストを交付し、買付者等は、速やかに本必要情報を記載した日本語による書面(以下「買付説明書」という。)を当社の定める書式により当社取締役会に提出する。

- ①買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含む。)の詳細(具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、当社グループと同種の事業についての経験等を含む。)
- ②買付け等の目的、方法及び内容(買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の蓋然性等を含む。なお買付け等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出する。)
- ③買付け等の価格の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む。)
- ④買付け等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含む。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。)
- ⑤買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策
- ⑥買付け等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ⑦当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容



⑨当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法の観点からの適法性に関する見解

⑩その他当社取締役会が合理的に必要なと判断する情報

なお、当社取締役会は、当初提出の情報を詳細に検討した上で、当該情報だけでは十分ではないと認められる場合には、買付者等に対し、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を要求する。

当社取締役会は、買付け等の提案があった旨並びに当社取締役会に提供された本必要情報が株主の皆様のために必要であると判断した場合には、適切と判断した時点で、その全部又は一部を公表する。

### (3) 評価・検討期間の設定

当社取締役会は、買付け等に関する評価・検討の難易度に応じて、買付者等が買付説明書の提出を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする買付け等による当社全株式の買付けの場合)又は90日間(その他の買付け等の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「評価・検討期間」という。)として確保する。ただし、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のため、必要な範囲内で評価・検討期間を最長30日間延長することができるものとする。この場合、延長期間と延長理由を開示する。

当該評価・検討期間中、当社取締役会は、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言をうけながら、買付説明書を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重して、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表する。

また、当社取締役会は、必要に応じて、買付者等との間で買付け等に関する条件改善について協議、交渉をしたり、当社取締役会として株主の皆様に対して代替案を提示することができる。

なお、買付者等は、評価・検討期間が終了するまでは、買付け等を開始することはできない。

### (4) 独立委員会の設置

本プランの運用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために企業価値ひいては株主共同の利益を客観的に判断し、当社取締役会に勧告する諮問機関として独立委員会を設置する。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者、当社社外監査役又は当社社外取締役の中から選任される委員3名以上により構成される。

独立委員会は、評価・検討期間において、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付け等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行い、買付け等の是非及び対抗措置の発動の可否を慎重に審査し、当社取締役会に勧告する。

当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重し、以下の(5)対抗措置の取扱いを最終決定する。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとする。

なお、独立委員会規程の概要及び独立委員会委員の氏名・略歴は、別紙2及び別紙3記載のとおりである。

#### (5) 対抗措置の取扱い

買付け等から対抗措置に至るまでの本プランの手続きフローチャートは、別紙4記載のとおりである。当社取締役会が対抗措置の発動ないし不発動を判断する基準は以下のとおりとする。

① 買付者等が本プランに係る手続きを遵守し、買付け等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではないと判断された場合、当社取締役会は、本プランを発動しないものとする。

#### ② 買付者等が本プランに係る手続きを遵守しない場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守せずに買付け等を開始した場合、本プランを逸脱した場合、その他買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するため、新株予約権の無償割当て等、その時点の法令及び定款が認める対抗措置（以下「本新株予約権の無償割当て等」という。）を実施する。

新株予約権を無償で割り当てる場合の要領は、別紙5「新株予約権の概要」に記載のとおりとする。

#### ③ 買付者等が本プランに係る手続きを遵守するも、買付け等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと判断された場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守している場合でも、買付者等による買付け等が以下のいずれかに該当した場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものと判断し、上記②と同様に本新株予約権の無償割当て等を実施することがある。

(i) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて、当社株式につき当社又は当社関係者に対して高値で引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）

(ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等の重要な資産等を買付者等やそのグループ会社あるいはその他の第三者に委譲させる目的で当社の株式の買収を行っていると判断される場合

(iii) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っており、その結果、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合

- (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っており、その結果、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- (v) 強圧的二段階買付け(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいう。)等、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- (vi) 買付け等の条件(買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の蓋然性、買付け等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者(以下「当社利害関係者」という。)の処遇等の方針等を含む。)が、当社の本源的価値に鑑み、不十分又は不適当な買付け等である場合
- (vii) 買付者等による買付け等の後の経営方針又は事業計画等の内容が不十分又は不適当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を破壊する、又は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する重大なおそれのある買付け等である場合
- (viii) 買付者等の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (ix) その他(i)から(viii)に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

#### ④本プランの中止について

当社取締役会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の実施の決定をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当て等の効力発生日までは本新株予約権の無償割当て等の中止、本新株予約権の無償割当て等の効力発生日以降行使期間の初日の前日までは新株予約権を無償取得することを決定できる。

- (i) 買付者等が買付け等を撤回した場合、その他買付け等が存しなくなった場合
- (ii) 判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付け等が上記③に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても直ちに本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当ではない場合

## 2. 株主の皆様への影響

### (1) 本プランの更新時に株主の皆様にご与える影響

本プラン更新時においては、本新株予約権の無償割当て等を行わないため、株主及び投資家の皆様のご権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

## (2) 新株予約権の無償割当てがなされたときに株主の皆様にご与える影響

当社取締役会は、買付者等に対して対抗措置として、新株予約権の無償割り当てを実施することを決議した場合には、別途定める割当て期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を無償で割り当てます。

仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払込みその他新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

なお、前述の1.「本プランに係る手続き」(5)④に記載するとおり、当社は、一旦本新株予約権無償割当て等の決議がなされた場合であっても、本新株予約権の無償割当て等の効力発生日の前日までにこれを中止したり、本新株予約権の無償割当て等の効力発生日後、新株予約権の行使期間の初日の前日までは無償割当てされた新株予約権を無償取得する場合があります。これらの場合には、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じませんので、希釈化が生じることを前提として売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

## (3) 新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

当社取締役会が買付者等に対して対抗措置として、新株予約権の無償割り当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権の無償割当ての割当て期日を公表いたします。割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続き等は不要です。

なお、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

## 3. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期限は、平成29年開催予定の第79回定時株主総会終結の時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止又は変更する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で廃止又は変更されるものとします。

当社取締役会は、本プランに反しない範囲、又は関係諸法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要なと認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が関係諸法令に基づき適切と認める事項について、速やかに公表いたします。

## 4. 本プランの高度な合理性

本プランの高度な合理性については、事業報告の7. (4)「不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断及びその理由」①から⑧に記載のとおりです。

以上

## 当社の大株主の状況

平成26年3月31日現在の当社の大株主の状況は次のとおりであります。

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
T D K 株 式 会 社	8,000	19.79
日 本 ト ラ ス テ イ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	4,507	11.14
美 登 里 株 式 会 社	2,824	6.98
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,883	4.65
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	1,844	4.56
田 淵 暉 久	1,190	2.94
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,098	2.71
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN ( CASH PB )	932	2.30
株 式 会 社 銭 高 組	900	2.22
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS AGENT BNYM AS EA DUTCH PENSION OMNIBUS 140016	820	2.02

- (注) 1. 発行可能株式総数は120,000,000株、発行済株式の総数は40,502,649株であります。
2. 持株比率は、自己株式数79,009株を控除した発行済株式総数40,423,640株により算出しております。
3. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

以 上

## 独立委員会規程の概要

### 1. 独立委員会の設置

買収防衛策の導入が、当社株主総会において承認された場合は、株主総会終了後に開催される当社取締役会の決議により、独立委員会を設置する。

### 2. 独立委員会設置の目的

独立委員会は、当社取締役会より諮問を受けて、当社経営陣から独立して、買付者等による当社株式等の買付け等が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損ねるものであるか否かを客観的に判断し、当社取締役会に勧告することを目的とする。

### 3. 独立委員会の員数及び資格

独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、①社外有識者、②当社社外監査役、又は、③当社社外取締役の中から、当社取締役会が選任する。

なお、上記①「社外有識者」とは、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、弁護士、公認会計士、投資銀行業務に精通する者、経験豊富な企業経営者、官庁出身者又はこれらに準ずる者とする。

また、「当社経営陣から独立している」とは、当社と社外監査役・社外取締役としての関係以外は一切の利害関係を有さない者とする。

### 4. 委員の選任及び解任

(1) 独立委員会の委員は、当社取締役会の決議により選任する。

(2) 当社取締役会は、委員の選任にあたっては、上記第2項「独立委員会設置の目的」に適うよう、企業価値ひいては株主共同の利益に関する法的・経営的側面における十分な知識を有するものを選任する。

(3) 独立委員会は、その決議によって独立委員会の委員の中から委員長を定める。

(4) 独立委員会の委員の解任は、当社取締役会の決議により行う。

(5) 独立委員会の員数が欠けた場合には、任期の終了又は辞任により退任した委員は、新たに選任された委員が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

### 5. 委員の任期

独立委員会の委員の任期は、選任の時から当社の本プランの有効期間満了の時までとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 独立委員会が解散する場合、あるいは当社社外監査役又は当社社外取締役で独立委員会委員である者が、取締役、監査役を退任した場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。

(2) 独立委員会の委員は、当社取締役会で解任の決議がなされたときは、その定めるところにより任期も終了する。

## 6. 招集

独立委員会は、当社取締役会の決議又は委員長の職権に基づき、委員長が招集する。

## 7. 決議方法

独立委員会の決議は、独立委員会の委員が全員出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故あるとき、その他、やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決議を行う。

## 8. 独立委員会の勧告事項

独立委員会は、当社取締役会による諮問があった場合には、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

なお、独立委員会の各委員は、決定等に当たっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- (1) 本プランに係る新株予約権の無償割当て等、その時点の法令及び定款が認める対抗措置の実施又は不実施
- (2) 本プランに係る新株予約権の無償割当て等、その時点の法令及び定款が認める対抗措置の中止又は当社による新株予約権の無償取得
- (3) 当社取締役会による買付け等に関する評価・検討期間の延長の可否
- (4) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

## 9. 独立委員会の権限

独立委員会は、上記第8項で定める決定にあたって、以下に記載される権限を有する。

- (1) 独立委員会は、買付者等から提供された情報が不十分であると判断した場合には、自ら又は当社取締役会を通じて、追加的な情報を要求することができる。
- (2) 独立委員会は、当社取締役会に対して、買付者等に対する意見及びその根拠資料、当社取締役会が代替案の決定を行った場合には、当該代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提供するよう要求することができる。
- (3) 独立委員会は、十分な情報収集を行うため、取締役、監査役、従業員、その他独立委員会が必要と認める者の独立委員会への出席を当社取締役会に要求し、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
- (4) 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

以上

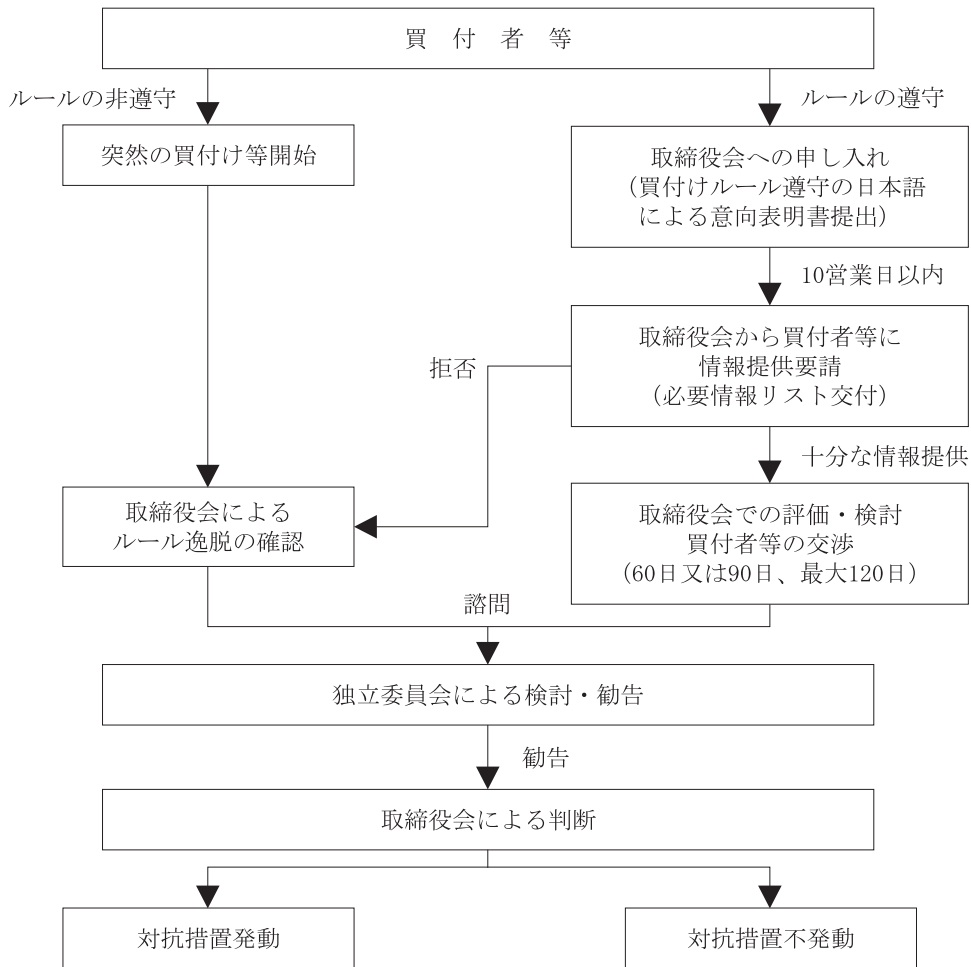
## 独立委員会委員の氏名・略歴

氏 名	略 歴
た なべ みつ まさ 田 邊 光 政	昭和62年 神戸学院大学法学部長 平成4年 名古屋大学法学部教授 平成12年 名古屋大学名誉教授（現任） 大阪学院大学法学部教授 平成14年 弁護士登録 平成16年 大阪学院大学大学院法務研究科教授（現任） ※ 田邊光政氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
ひら おか たつ と 平 岡 龍 人	昭和63年 学校法人大阪国際学園理事 平成9年 宗教法人高野山真言宗大御堂山光平寺住職（現任） 平成13年 清風明育社、清風情報工科学院理事長・学院長（現任） 平成20年 佛教大学大学院文学博士 日本赤十字社大阪赤十字病院外部評価委員会委員（現任） 特定非営利活動法人南大阪地域大学コンソーシアム理事（現任） 平成21年 財団法人伊藤忠兵衛基金理事（現任） ※ 平岡龍人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
ふん や やす お 文 箭 安 雄	昭和60年 大阪屋証券株式会社（現岩井コスモ証券株式会社） 代表取締役社長 平成4年 大阪屋証券株式会社代表取締役会長 平成8年 日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役副会長 平成14年 日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役会長 平成24年 日本ベンチャーキャピタル株式会社取締役会長（現任） ※ 文箭安雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上



## 本プランの手続きフローチャート（概要）



(註) 上記は、本プランの内容をご理解しやすくするための概要図ですので、詳細につきましては本文をご参照ください。

## 新株予約権の概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当て期日における最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、別途定める割当て期日における当社の最終の発行済株式数に相当する数を上限として、その保有する株式1株につき新株予約権1個を無償で割り当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は1株とする。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。また、当社の発行済株式総数の変更により、対象株式数の調整を行うことがある。

### 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が定める価額とする。

### 4. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。)でないこと等を行使条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定める。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間その他の必要な事項については、当社取締役会が別途定める。

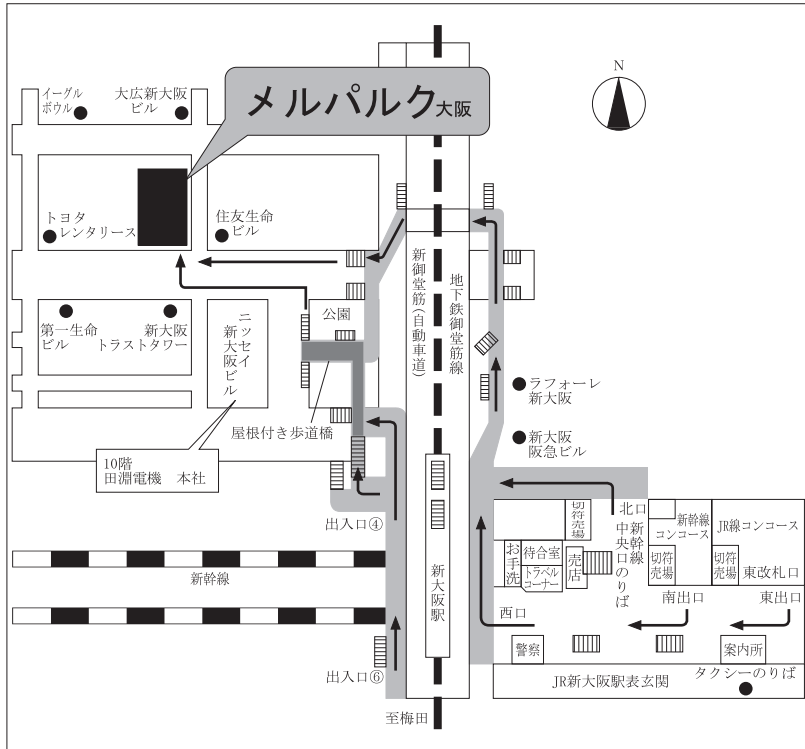
### 7. 当社による新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。また、当社は、当社取締役会が別に定める日の前日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき当社株式1株を交付することができる。詳細については、当社取締役会において別途定める。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号  
メルパルク大阪 3階会議室  
電話 06-6350-2111



- 交通機関**
- 最寄駅 JR新大阪駅西口・北口より徒歩約7分
  - 地下鉄御堂筋線新大阪駅4番出入口より徒歩約3分
  - 駐車場はございませんので、あしからずご了承ください。